

9. 検査

9.1 工事用の竣工

9.1.1 工事用の竣工届

1. 工事用の竣工届は、次のとおりとする

- (1) 工事承認後、「給水装置工事検査願(様式第 52 号)」を提出する。
- (2) 開栓手続きは、所定の書類を提出する。
- (3) 新開栓及び引上撤去の水道メーターの場合は、「設置日報」を発行し、指定工事業者が水道メーターを取り付ける。また現地に既設水道メーターがある場合には写真(開栓指示数・開栓日)を提出する。
- (4) 工事用の開栓手続きを行わない場合には、水道メーターを付けない写真を提出する。

3. 局の竣工検査は、写真判定とする。

【内容説明】

1. 工事用の竣工届

工事用の竣工は、「給水装置工事検査願(様式第 52 号)」の提出と必要な書類は次のとおり。

(1) 工事用の新メーターを出庫した場合

メーターを設置した写真とメーター設置日報を提出する。写真の内容は次のとおり。

(図 9-3 参照)

ア. 水道メーター廻り(箱蓋を開け水道メーター)、水栓柱が確認される。

イ. 水道メーター内の止水栓、水道メーター(水道メーターの向き、番号、指示数)が確認される。

ウ. 提出期限は、出庫後一週間以内

イ. 用途変更するための開栓手続き書類(9.1.2 参照)

(2) 工事用のメーターが設置されている場合

ア. 一般用から工事用に用途変更するため、水道メーター(水道メーターの向き、番号、指示数)が分かる写真。

イ. 用途変更するための開栓手続き書類(9.1.2 参照)

(3) 工事用の開栓手続きを行わない場合(メーターを付けずに竣工)

メーターボックス内には止水栓と水道メーターが設置されていない状況と水栓柱を設置している写真を提出する。(図 9-1)

書類提出	(1) 給水装置工事検査願（竣工届）（様式第52号）
	(2) 写真 ※ 写真撮影時の必要条件 ・ 量水器箱の蓋を開け、 ① 明石市型の量水器箱が確認できること。 ② 直結止水栓が写っていること。 ③ メーター二次側の接続部が確認できること。 ④ メーターの一次側と二次側の配管軸がずれていないこと。 ⑤ 明石市基準のメーター寸法となっていること。(図 7-26) ⑥ メーターの代わりに検測管等を接続していないこと。 (孔が明けられた検測管等は可) ⑦ 立水栓が写っていること。 ⑧ 撮影日を写真に写し込むこと。(黒板は不可) 見本

図 9-1 メーターを付けずに竣工届

9.1.2 工事用の開栓手続

1. 指定工事業者は、新設及び引上撤去の水道メーターの場合には、局の窓口で新水道メーターの出庫及び工事用開栓の手続きを行い、設置後1週間以内に「設置日報」及び設置写真を提出する。
2. 既設水道メーターの場合は、工事用開栓手続きと当該水道メーターの指示数をおさえた写真を提出する。

【内容説明】

1. 工事用の開栓手続きは、竣工届に併せて「工事用給水契約申込書」と次の書類を必要とする。なお、書類の流れは、図 9-2 のとおり。

(1) 前納金を納付する場合

- ① 納入領収書（写）…事前に納入通知書兼領収書を受取り銀行で納入した後の領収書
- ② 還付金口座振替申請書
- ③ 前納金明細書兼精算書

(2) 口座引き落としする場合

- ① 口座振替申込書

2. 水道メーターの出庫

(1) 新設及び引上撤去水道メーターの場合

指定工事業者は、前項の工事用料金手続きを行った後、局が発行する「メーター設置日報(2枚)」を受取り、お客様センターにて水道メーターを受取り現地に設置する。発行から一週間以内に「メーター設置日報」(2枚の内、1枚を提出する。)と設置写真を添え、窓口提出する。(図 9-3)

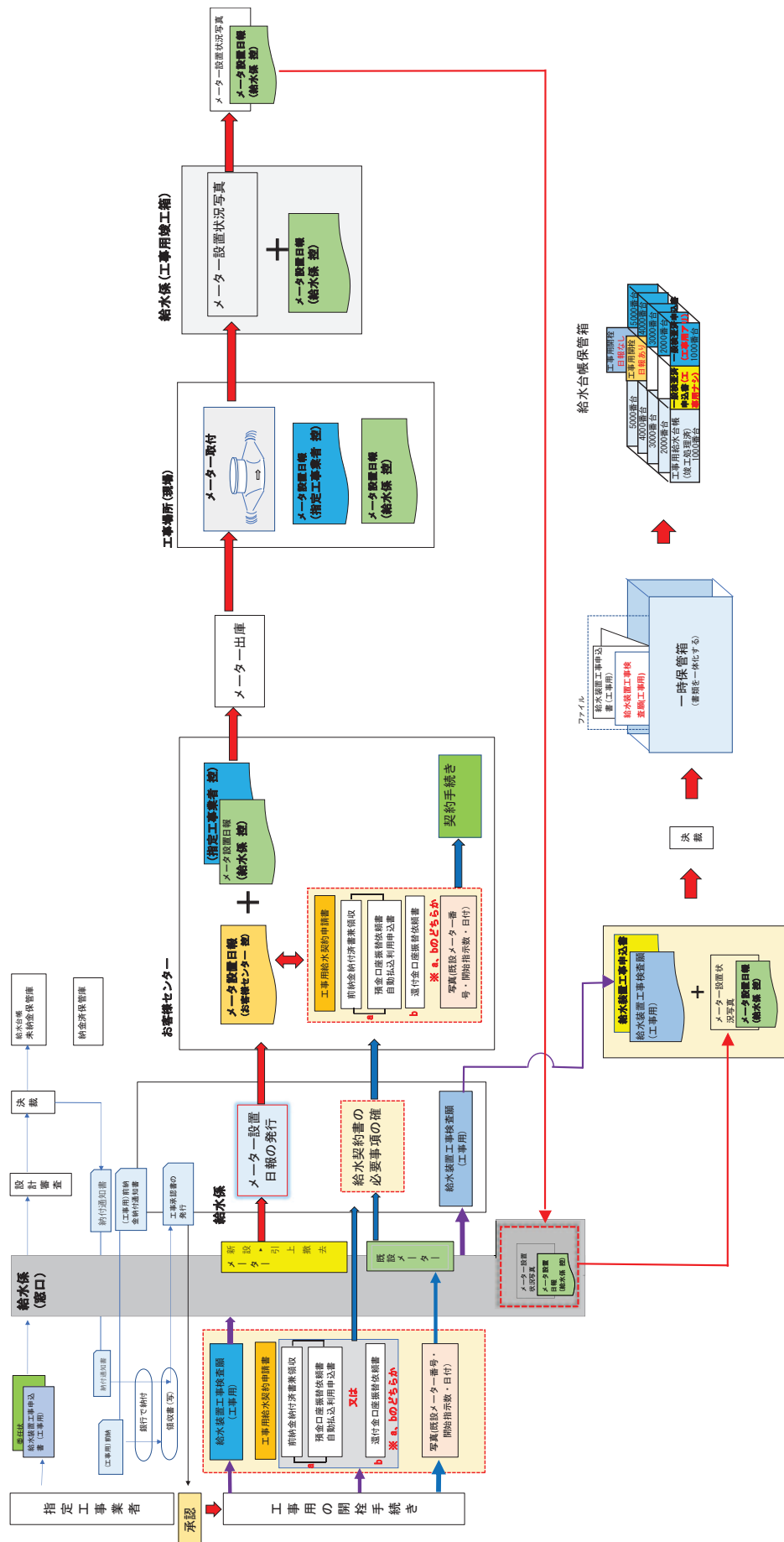


図 9-2 工事用の開栓手続きフロー



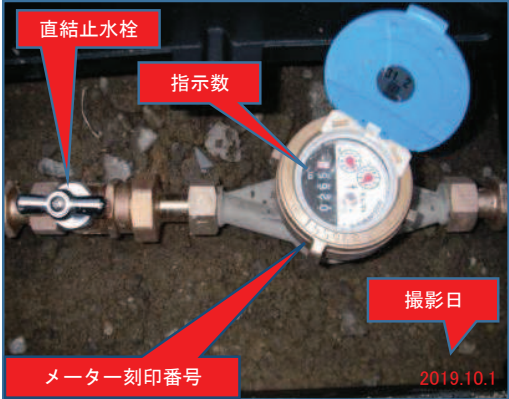
図 9-3 新設及び引上撤去水道メーターの設置フロー

(2) 既設水道メーターの場合

指定工事業者は、前項の工事用料金手続きにおいて、現地に水道メーターが設置されている場合は、既設水道メーターの番号と指示数を撮影した（日付入り）写真を提出し、開栓日と開栓指示数を報告する。（図 9-4）

書類提出	(1) 給水装置工事検査願（竣工届）（様式第52号）
	(2) 工事給水契約申込書（様式第4の2号）
	(3) 前納金明細書兼精算書及び還付金口座振替申出書（兼受領委任状）または、明石市水道料金等口座振替申込書
	(4) メーター写真 ※ 写真撮影時の必要条件 ・ 量水器箱とメーターの蓋を開け、 ① 泥などが付着している場合は拭き取ること。 ② 直結止水栓とメーターが写っていること。 ③ メーターが逆付でないこと。 ④ メーターの刻印番号が確認できること。 ⑤ メーターの指示数が確認できること。 ⑥ 撮影日を写真に写し込むこと。（黒板は不可）

見本



前納金納金
開栓

図 9-4 既設水道メーターの設置フロー

9.2 一般用の竣工検査

9.2.1 自主検査

1. 主任技術者は、竣工図等の書類検査及び現地検査により、給水装置が構造材質基準に適合していることを確認する。
2. 使用開始前に給水装置の管内を洗浄するとともに、通水確認、耐圧試験及び水質の確認（残留塩素測定等）を行う。

【内容説明】

1. 工事検査における確認内容

工事検査において確認する内容は、表 9-1～表 9-3 のとおり。

表 9-1 書類検査

検査項目	検査の内容
位置図	・ 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されている。 ・ 工事箇所が明記されている。
平面図 及び (立体図)	・ 方位が記入されている ・ 建物の位置、構造がわかりやすく記入されている。 ・ 道路種別等付近の状況がわかりやすい。 ・ 隣接家屋との境界が記入されている。 ・ 分岐部のオフセットが記入されている。 ・ 平面図には配管工事がわかりやすく記入されている。 (平面図では配管がわかりにくい場合は、立体図で表す。) ・ 隠ぺいされた配管部分が明記されている。 ・ 各部の材料、口径及び延長が記入されており、 ①給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されている。 ②構造材質基準に適合した適切な施工方法がとられている。

(給水工事技術振興財団：給水装置工事技術指針 2020、p235)

2. 耐圧試験

- (1) 耐圧試験（樹脂管等を含む）は、**明石市では** 1.00 MPa、1 分間保持する。
- (2) 集合住宅等の場合は、事前に耐圧試験を実施し、竣工届に写真を添付し提出する。

3. 水質の確認

水質の確認は、表 9-2 のとおり。

表 9-2 水質の確認項目

項目	判定基準
残留塩素(遊離)	0.1mg/L以上
臭気	観察により異常でないこと
味	〃
色	〃
濁り	〃

(給水工事技術振興財団：給水装置工事技術指針 2020、p237)

表 9-3 現地検査

検査種別及び検査項目		検査の内容
屋外の 検査	①分岐部オフセット	・ 正確に測定されていること
	②水道メーター、直結止水栓	・ 水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること ・ 検針、取替えに支障がないこと ・ 止水栓の操作に支障のないこと ・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと
	③埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること
	④給水管布設位置	・ 竣工図面と整合すること
	⑤きょう・ます類	・ 傾きがないこと、及び設置基準に適合すること
	⑥止水栓	・ スピンドルの位置がきょうの中心にあること
配管	①配管	・ 配管延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること ・ 配管の口径、経路、構造等が適切であること ・ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること ・ 逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保がなされていること ・ クロスコネクションがないこと
	②接合	・ 適切な接合が行われていること
	③管種	・ 性能基準適合品の使用を確認すること
給水用具	①給水用具	・ 性能基準適合品の使用を確認すること
	②接合	・ 適切な接合が行われていること
貯水槽	①吐水口空間の測定	・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと
通水確認		・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、作動状態等について確認すること
耐圧試験		・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けその他の異常がないことを確認すること
水質の確認		・ 残留塩素の確認を行うこと

(給水工事技術振興財団：給水装置工事技術指針 2020、p235・236)

4. 集合住宅等の耐圧試験（参考）

図 9-5 の集合住宅の場合、次の手順により行う。

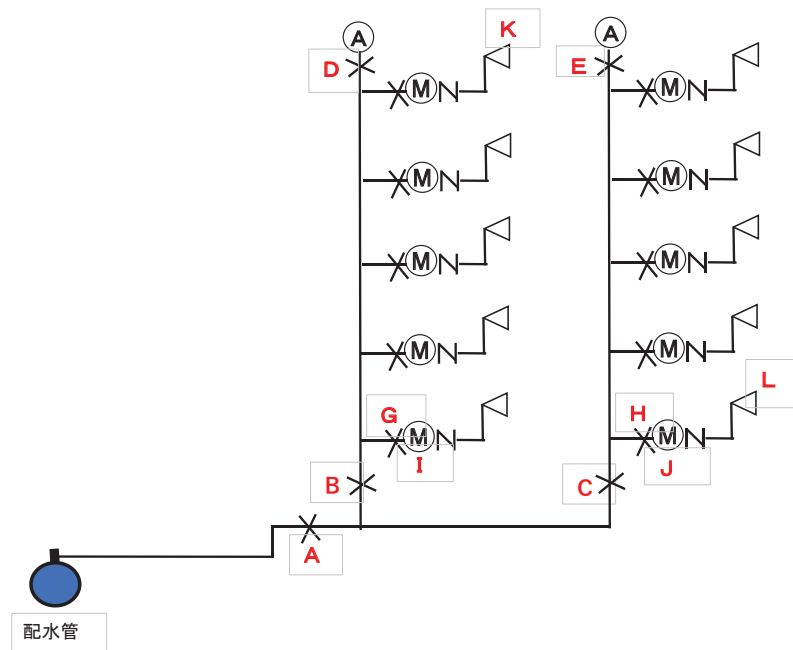


図 9-5 集合住宅等における耐圧試験の手順

（1）準備

- ① 各戸メーター装置に、メーターを設置する。
- ② 図中 **G** の直結止水栓から逆止弁部分を取り外し（メーターユニットは、この取り外しは不要）、**I** に加圧ポンプ及び水圧計をセットする。
- ③ すべてのバルブを「開」にして通水し、給水管内、給水用具内のエア抜きする。
- ④ 各戸の直結止水栓を「閉」にする。
- ⑤ **D** 及び **E** の吸排気弁等の補修バルブを「閉」とする。

（2）横引き管及び **B** の立管の確認

- ① **A** の第 1 止水栓及び **C** のバルブを「閉」にする。
- ② 加圧ポンプで 0.75MPa まで加圧する。

（3）横引き管及び **C** の立管の確認

- ① **A** の第 1 止水栓及び **B** のバルブを「閉」にする。
- ② **H** の直結止水栓から逆止弁部分を取り外し（メーターユニットは、この取り外しは不要）、**J** に加圧ポンプ及び水圧計をセットする。
- ③ 加圧ポンプで 1.00MPa まで加圧する。

（4）各住戸の確認

- ① 各住戸内は、1.00MPa まで加圧する。

9.2.2 局の竣工検査

1. 一般用の竣工検査を受けようとする場合は、「給水装置工事検査願（様式第 52 号）」と関係書類を整え、窓口へ提出する。
2. 主任技術者は、竣工検査に立会する。
3. 戸建て住宅は、耐圧試験を現地にて実施する。なお、住宅の建物内目視検査は図面のみとすることができる。

【内容説明】

1. 竣工届の書類

工事が竣工した際には、次の書類を提出し、書類確認を受ける。

(1) 給水装置工事検査願（様式第 52 号）

- ① 承認された設計図で変更がある場合は別途竣工図を提出し、材料表の材料・数量等を修正する。
- ② 設計図と変更がない場合には、設計図を竣工図として取扱うこともできる。

(2) 給水装置工事自社検査報告書（様式第 53 号）

(3) 使用材料確認報告書（様式第 54 号）

(4) 工事用給水中止届出書（様式第 55 号）（2 部）……… 工事用の申込みされている場合。

2. 検査の準備

- (1) 竣工検査を受けようとする場合は、前もって検査日を調整する。
- (2) 戸建て住宅の場合は当日現地で耐圧検査を実施する。
- (3) 集合住宅等（各戸メーター）及び大型メーター（ $\phi 40$ 以上）の場合は、事前に自社で行った耐圧試験の写真を局に提出する。その後、1 週間から検査当日前までに、各戸メーター（大型メーター含む）の設置日報及び開栓セット（袋入り）を受取り、現地に設置する。

（図 9-6）

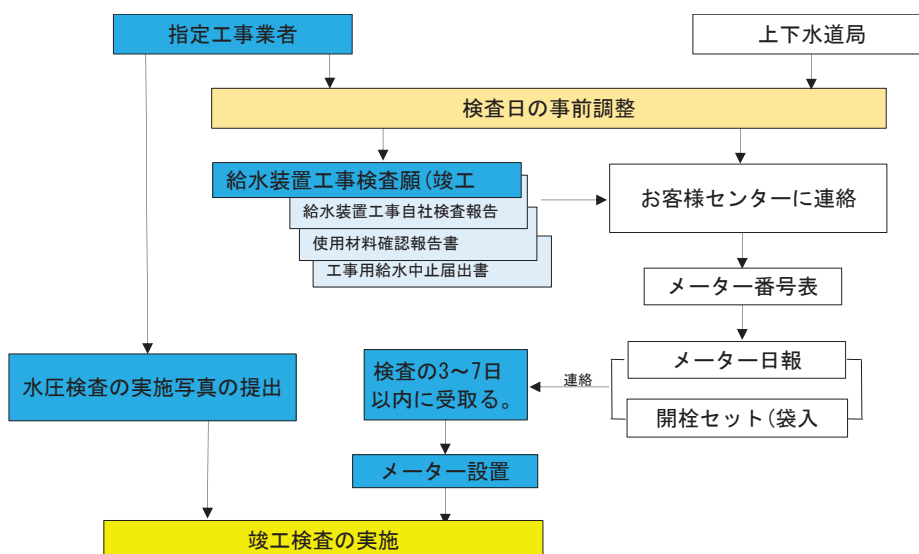


図 9-6 集合住宅等における各戸メーター設置の流れ

3. 耐圧試験の実施

現地の設置した給水管と給水用具について、配管・設置が適切な状態等であることを竣工図と照合しつつ確認する。また、耐圧試験については、次のとおり。

(1) 一戸建て住宅図 (図 9-7)

- ① 一戸建て住宅の耐圧試験は、局立会いの下、現地で確認する。
- ② 耐圧試験の範囲は、水道メーターから二次側（給水用具は手前でバルブ止め）の配管。
- ③ 耐圧試験は、1.0MPa で 1 分間保持。

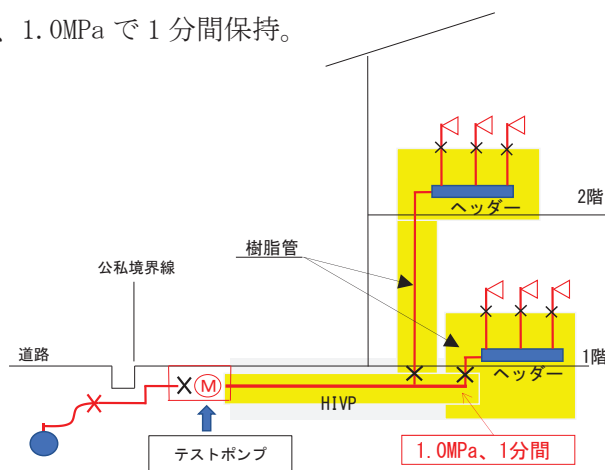


図 9-7 耐圧試験の範囲

(2) 集合住宅等

集合住宅等の場合は、各戸までの一次側、各戸の二次側の耐圧試験の写真を提出する。

(3) 道路埋設管

① $\phi 30$ 以下 (図 9-8)

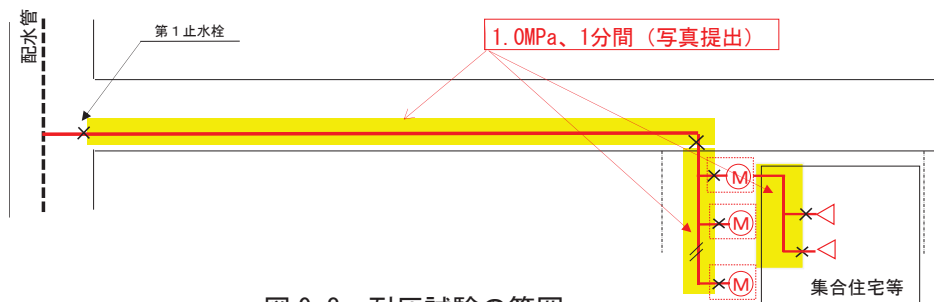


図 9-8 耐圧試験の範囲

② $\phi 40$ 以上（排泥弁及び消火栓を設ける給水主管の耐圧試験）(図 9-9)

(8.4.2 を参照)

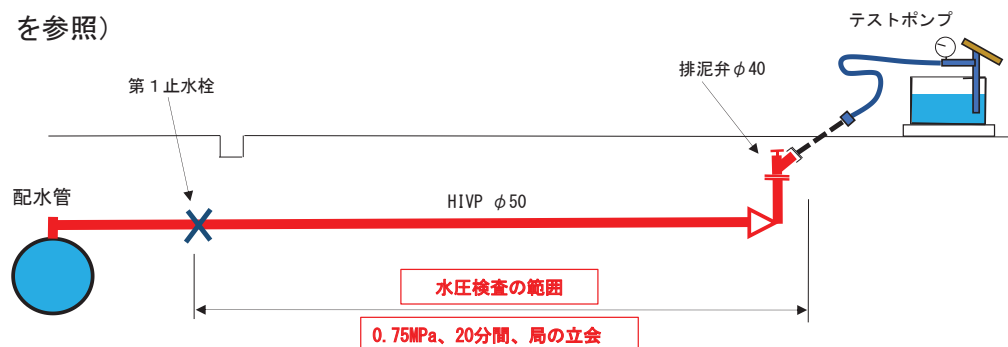


図 9-9 $\phi 40$ 以上の耐圧試験（ $\phi 50$ の場合の例）

4. 集合住宅等の各戸メーターの確認

- (1) 設置された各戸メーターは、あらかじめ決めた所定の部屋番号、水道番号、水道メーター番号を確認する。
- (2) 各戸メーターが正しく取付けされている状態を確認する。
- (3) 給水栓を開き、各戸メーターが正常であることを確認する。

5. 検査合格後の措置

検査に合格したものは、次の措置を行う。

- (1) 水道番号票を、門、玄関等に貼る。
- (2) 「給水申込書」(図 9-10) を台所等の目に付く場所に置く。

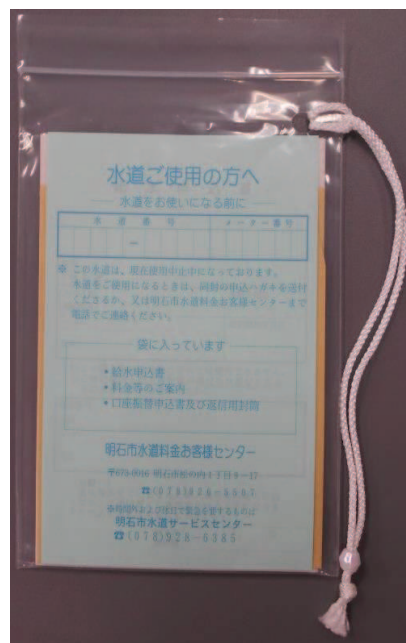


図 9-10 給水申込書

- (3) 水道メーターを設置する。

- ① 工事用の水道メーターを一般用に用途変更する場合は、検査員が検収する。
- ② 一般用の水道メーターを手渡す。

なお、口径変更により現場に不要となる工事用の既設メーターがある場合は、既設メーターを取外し、検査員に手渡す。

5. 検査不合格の場合の措置

- (1) 不合格箇所を指摘し、是正を促す。
- (2) 検査のために設置した水道メーターは、直結止水栓を閉止し、引き上げる。是正後、再検査を申し出る。